

福岡県医発第1310号(地)

平成20年 9月16日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

福岡県公費医療費支給制度の一部改正に伴う、鞍手町乳幼児医療・重度心身障害者
医療・母子家庭等医療の支給に関する条例の一部改正について (通知)

福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正につきましては、平成20年8月12日
付福岡県医発第1103号(地)にて既にご連絡申し上げておりますが、それに伴い、鞍
手町においては、別紙のとおり取扱う旨、通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、乳幼児医療と重度心身障害者医療は、福岡県の制度と一部取り扱いが異なっ
ておりますので、詳細につきましては、別紙1をご参照ください。

つきましては、本通知の内容につきまして、会員各位への周知方よろしくお願い申
し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事	毛利康茂
医療保険副担当理事	島田昇二郎
障害福祉担当理事	名取一幸
障害福祉副担当理事	廣瀬真恵
会長	丸山 泉

(公印省略)

20 鞍保保年第705号

平成20年9月5日

福岡県医師会 会長 殿

鞍手町長 柴田 好輝

(保険健康課保険年金班)

福岡県公費医療費支給制度の一部改正に伴う、鞍手町乳幼児医療・重度心身障害者
医療・母子家庭等医療の支給に関する条例の一部改正について（通知）

平素より、当町の乳幼児医療・重度心身障害者医療・母子家庭等医療の円滑な運営につ
きましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

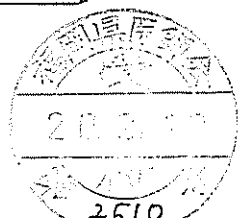
さて、本年10月1日から、福岡県公費医療支給制度が改正されることに伴い、当町と
いたしましては別紙のとりの取扱いとさせていただくこととなりましたので、ご理解・
ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、乳幼児医療と重度心身障害者医療は、福岡県の制度と取扱いが一部異なりますの
でご留意いただきますよう、重ねてお願いいたします。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。今後とも本制度の円滑な実
施にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

《問い合わせ先》

鞍手町役場保険健康課保険年金係
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705
Tel 0949-42-2111 (205)



鞍手町公費医療費支給制度の改正概要 平成20年10月1日改正

下線箇所・・・旧制度より改正部分

二重線箇所・・・福岡県制度と異なる部分

(1) 乳幼児医療費支給制度

	現行	改正後
対象者	通院：3歳未満 入院：小学校就学前	<u>通院：小学校就学前</u> 入院：小学校就学前
自己負担	3歳未満：なし 3歳以上： 初診料、往診料の自己負担分相当額	<u>5歳未満：なし</u> <u>5歳以上：</u> <u>入院外 600円/月（上限）</u> <u>入院 500円/日（月7日限度）</u>

(2) 重度障害者医療費支給制度（旧制度名 重度心身障害者医療費支給制度）

	現行	改正後
対象者	身体障害者（身体障害者手帳1・2級） 知的障害者（IQ35以下） 重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下） ※65歳以上は長寿医療（後期高齢者医療）制度加入者に限る	身体障害者（身体障害者手帳1・2級） 知的障害者（IQ35以下） 重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下） <u>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</u> ↳ 精神病棟入院に係る費用は助成対象外 ※65歳以上は長寿医療（後期高齢者医療）制度加入者に限る
自己負担	65歳未満： 初診料、往診料の自己負担分相当額 65歳以上：なし	<u>入院外 500円/月（上限）</u> <u>入院（65歳未満）</u> <u>〔一般〕500円/日（月20日限度）</u> <u>〔低所得〕300円/日（月20日限度）</u> <u>入院（65歳以上）</u> <u>〔一般〕500円/日（月10日限度）</u> <u>〔低所得〕300円/日（月10日限度）</u>

※「低所得」とは保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方です。入院の際、窓口に表示した場合に低所得の適用を行ってください。（提示忘れの場合は、鞍手町役場窓口での償還払いとなります）

(3) ひとり親家庭等医療費支給制度（旧制度名 母子家庭等医療費支給制度）

	現行	改正後
対象者	母子家庭 } 児童は3歳から 養育者家庭 } 18歳の年度末まで 一人暮らしの寡婦	母子家庭 } 児童は義務教育就学後から 父子家庭 } 18歳の年度末まで 養育者家庭 } 〔廃止〕一人暮らしの寡婦（経過措置あり）
自己負担	初診料、往診料の自己負担分相当額	<u>（母子等）</u> <u>入院外 800円／月（上限）</u> <u>入院 500円／日（月7日限度）</u> <u>（一人暮らしの寡婦）</u> <u>【平成20年10月1日から】</u> <u>入院外 1,000円／月（上限）</u> <u>入院 12,000円／月（上限）</u> <u>【平成21年10月1日から】</u> <u>入院外 2,000円／月（上限）</u> <u>入院 24,000円／月（上限）</u> <u>【平成22年10月1日】</u> <u>廃止</u>

☆各制度の所得制限により対象とならない方もいます。

☆自己負担については、いずれも1医療機関ごとに自己負担となります（薬局では従来どおり自己負担はありません）。

☆これらの制度は各市町村が実施している制度ですので、市町村によって制度内容や実施日が異なります。鞍手町公費医療受給者以外の方は、発行している市町村に直接お問い合わせください。

(4) 医療証について

改正に伴い、平成20年10月より各制度の医療証を変更します。これにより旧医療証は使用できなくなります。新しい医療証の有効期限の開始が「平成20年10月1日から」となっていることをご確認ください。

なお、自己負担額を各医療証に記載しています。また、有効期限の終了日等も受給者によって異なりますので、徴収の際には、医療証を必ずご確認くださいますようお願いいたします。

【医療証の色】

	乳幼児	重度障害者		ひとり親家庭等	
		65歳未満	65歳以上	母子等	一人暮らしの寡婦
～H20.9	ラベンダー	白色	ブルー	黄色	
H20.10～	ラベンダー	ブルー	白色	オレンジ	緑色